

第1章 みんなの個性をいかす市民参画都市

まちづくりの主役は一人ひとりの市民です。

市民、事業者、行政等が、それぞれの役割を理解し、相互の連携のもと、一体となってまちづくりを進めます。

そのまちづくりを総合的に推進するため、行政情報の積極的な公開に努め、わかりやすく開かれた市政運営を行います。

第1節 参画と協働の推進

1 市民参画 2 広報・広聴 3 コミュニティ

1 市民参画【第1部会】【第2部会】

〔企画総務部秘書広報広聴室・経営企画室〕

〔生活環境部市民活動推進課〕

<現況と課題>

- 社会経済情勢の大きな変化により、市民からの行政ニーズが高度化、多様化し、行政のみが公共サービスを提供することに限界が生じてきています。また、本格的な地方分権時代を迎え、地方自治体の自立が一段と求められています。
- 本市独自の、個性的で特色のある魅力的なまちづくりを推進するためには、市民と行政が一体となり、互いの役割と責任を明確にしたうえで、協力しあうことが重要となっています。
- 地域に潜在する市民の柔軟な発想力と斬新な構想力をまちづくりに活かすことが、市民主体のまちづくりであり、市民自治の拡充にとって不可欠なものとなっています。
- また、行政の公平性と透明性をより一層高め、意思形成過程への市民参加による仕組みづくりを図ることが必要となっています。
- 民間への事業委託や市民意見公募手続制度の導入による市民参加等、具体的な手法を活用して協働による市政運営をめざしていく必要があります。
- 自治意識の高揚を図るための市民顕彰事業は、功労を表彰するに止まらず、広く市民に広報できる手段を検討し、受賞者の功績を讃え、郷土愛の育成を図っていく必要があります。

<施策の目標>

市民と行政が市政に関する情報を共有し、市民にみえる形での政策決定を行い、市政の透明性を高め、市が実施する政策・施策・事業において、計画策定・実施・検証・見直しの各過程に、市民が参画する機会を積極的に設定します。

また、地縁団体と行政が協働し、ボランティアやNPO等の活動を支援します。

<施策の方向>

- ①自治意識の高揚と郷土愛の育成
- ②参画と協働のための行動計画の策定・推進

<計画>

- ①自治意識の高揚と郷土愛の育成
 - 市民参画の意義と重要性について啓発し、市民とともにまちづくりを進める意識の高揚を図ります。
 - 顕彰事業を活用し、市民のふるさと意識の高揚を図ります。
- ②参画と協働のための行動計画の策定・推進
 - 地域課題や行政課題を、市民と行政が共有し、解決に向けて協力して取り組むことができるよう、地域ミーティング、ワークショップ※1、市民意見公募手続制度（パブリックコメント）など、多様な参加手法の拡充に努めます。
 - 情報の共有による市民のまちづくりへの関心を高めるとともに、市民参加を推進するため、積極的な情報の公開に努めます。

☆政策過程における課題設定、計画の策定と決定、事業実施、事業評価の各段階において、多様な市民が、幅広く参加できるよう市民公募制度など参加のシステム化を進め、公正で透明性のある経営的視点を含めた意思決定システムを構築します。

- 地縁団体、市民活動団体と行政が連携して活発な活動が行えるよう、相互の情報交換や交流の機会提供など、豊富なネットワークづくりのための仕組みの構築やリーダー養成等人材の育成に努めます。
- アダプトプログラム※2の活用、ボランティア活動の支援等市民主体のまちづくりを促進します。

■関連計画

◆高砂市における参画と協働のための取組み指針

※1 ワークショップ

元々は、意見や技術の交換・紹介を行う研究会のこと。まちづくりにおいては、地域に係わる様々な人々が参加し、地域における諸課題をお互いに協力して解決し、さらに快適なものにしていくために、各種の共同作業を通じて計画づくりなどを進めていく方法。

※2 アダプトプログラム

アダプトとは、英語で「～を養子にする」の意味。一定区画の植樹帯や公園などの公共空間を養子にみだて、市民が里親となって養子を育て（維持管理し）、行政がこれを支援する。市民と行政が協働して進める、新しい協働プログラム。

2 広報・広聴【第1部会】

〔企画総務部秘書広報広聴室・経営企画室〕

<現況と課題>

- 本市の主な広報活動は、広報誌「広報たかさご」をはじめ、ホームページ、ケーブルテレビ・FMラジオ（BANBAN）を活用した行政番組、マスコミなどを通じて情報を提供しています。
- 今後も、多様なメディアによるわかりやすい情報発信に努め、広報媒体の充実を図り市民の視点に立った親しまれる広報活動を進める必要があります。
- まちづくりの主役は市民であり、市民の声を市政に反映させるためには、市民の幅広い意見や要望を継続的に聴取する必要があります。
- 市民参画を推進するためには、政策決定に至るまでの段階での情報提供により市民の発想や意見を取り入れるような仕組みづくりが必要となっています。
- 多様化・複雑化する市民生活で生じる諸問題に対応するため、専門性の高い相談体制の充実が求められています。

<施策の目標>

市民と行政がお互いの情報を共有し、双方向のコミュニケーションをより高め、良好なパートナーシップを発揮した市民自治をめざし、広報誌をはじめ多様な手法で行政情報の積極的な公開・提供を行うとともに、効果的な広聴活動を通して市民ニーズを的確に把握し、適切に市政運営に反映していくことができる開かれた行政を市民とともに築きます。

<施策の方向>

- ①広報活動の充実
- ②広聴活動の充実
- ③市民相談の充実

<計 画>

①広報活動の充実

- 行政情報を総合的にわかりやすく提供するため、市の広報誌「広報たかさご」やホームページ、ケーブルテレビ・FMラジオなど様々なメディアを活用した広報活動の充実に努めます。
- 「見たい、読みたい」と思える親しみのある広報誌「広報たかさご」の誌面づくりの充実に努めます。
- 市が抱える政策的課題をはじめ、重点政策などみやすくわかりやすい形で、広報誌「広報たかさご」やホームページに掲載し、計画段階からお知らせします。

②広聴活動の充実

- ☆市民意見公募手続制度等の適切な運用によって、政策形成過程における公正性の確保と透明性の向上を図り、市民参画による開かれた市政を推進します。
- 市民と市長とが直接対話する地域ミーティングの実施によって、市政に対する意見・提言を聴取し、市政に反映させる制度の充実に努めます。
- 市民に市政の状況を伝達するとともに、地域の課題解決に協働して取組むため、まちづくり出前講座の充実に努めます。

○広く市民の意見を聞くため、定期的にアンケートを実施します。

③市民相談の充実

○市政についての相談や身近な悩みごと相談、法律相談、国や県に対する要望・陳情など、庁内各部局の相談事業との連携を図りながら、利用しやすい市民相談体制づくりを推進します。

○犯罪被害者支援の充実に努めます。

3 コミュニティ【第2部会】

〔生活環境部市民活動推進課〕

<現況と課題>

- 市民の社会活動への関心を高め、主体的な活動を促していくためには、市民が地域社会に対して関心をもつ動機付けやきっかけづくりが必要となっています。
- 市民のコミュニティ意識を引き出し、主体的な参加を促すため、市民ニーズを掘り起し、地域の生活課題を整理する必要があります。
- 一人ひとりの地域に対する要求を共有化し、コミュニティ全体の問題として取り上げ、それぞれの関心のある分野にそれぞれが気軽に参加できるような仕組みづくりが求められています。

<施策の目標>

地縁団体や地域団体を通じて、地域でのコミュニティ形成や市民相互の連帯感の醸成に向けて、情報の共有化を図り、地域主体のまちづくりを進める環境づくりを推進します。

<施策の方向>

- ①コミュニティ意識の高揚
- ②コミュニティ活動の促進
- ③情報交流の促進

<計 画>

- ①コミュニティ意識の高揚
 - ☆地域行事や活動状況などのコミュニティ情報の共有化に努め、コミュニティ活動の活性化とコミュニティ意識の高揚を図ります。
- ②コミュニティ活動の促進
 - 市民の地域に対する関心や理解を促し、地域の特色を生かしたコミュニティ活動の促進のためコミュニティリーダーの人材発掘、育成に努めます。
- ③情報交流の促進
 - インターネットを利用した新たな手法も検討し、地域やコミュニティ活動などに関する情報の提供・交換機能を充実して、コミュニティ活動の活性化や参加拡大を促進します。

第2章 誰もがいきいきと暮らせる健康福祉都市

すべての市民が、住み慣れた地域のなかで、自分らしく、自立した生活を営むことができる社会を築くため、その基盤となる福祉・保健・医療に関する施策の一層の推進を図ります。安心して子どもを産み育てることができる環境を整備し、高齢者や障がいのある人など生活支援を必要とする人々が、いきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

また、自助、共助、公助の相互の連携をとりあい、地域社会が一体となるまちづくりを進めます。

第1節 市民の暮らしを支える福祉の充実

- 1 地域福祉
- 2 子育て支援
- 3 ひとり親家庭の自立支援
- 4 障がい者福祉
- 5 高齢者福祉
- 6 生活困窮者支援

第2節 健康づくりのための保健・医療の充実

- 1 健康増進
- 2 地域医療
- 3 福祉医療

第3節 安心を確保する社会保障制度の啓発

- 1 国民健康保険
- 2 国民年金

1 地域福祉【第3部会】

〔福祉部地域福祉課〕

<現況と課題>

- 本市では、「一人ひとりが思いやり 心ふれあう ぬくもりのまち」を地域福祉の基本理念とし、年齢や障がいの有無にかかわらず、家庭や地域のなかで安心した生活を送られるよう、行政はもとより、市民や各種団体などが協働して地域福祉を推進しています。
- 少子高齢化の進展、市民の意識や価値観の変化、市民ニーズが高度化、複雑化するなか、地域福祉計画策定にあたって行った地区別懇談会で、高齢者、子ども、障がい者やコミュニティなどの多くの課題が明らかになりました。
- それらをふまえ、さらなる地域福祉の推進をめざして、市民と行政、関係機関・団体の役割と連携・協働を進めていくことが課題となっています。

<施策の目標>

一人ひとりが個人としての尊厳を持ち、家庭や地域で安心した生活ができるように地域福祉の取組みを推進します。地域を構成するすべての人々が主役となり、お互いを思いやる心を持ちながら、支えあいや助けあうことができる「ぬくもりのまち」の実現をめざします。地域の生活課題に対応できる情報提供や担い手づくり・拠点づくりを図ります。

<施策の方向>

- ①福祉や地域に対する意識の向上
- ②情報提供の充実及び情報の共有化
- ③交流の促進とネットワークの構築
- ④福祉や地域活動の担い手づくり・拠点づくり
- ⑤福祉サービス・制度の適切な利用促進
- ⑥安全で安心して暮らせる環境づくり

<計画>

- ①福祉や地域に対する意識の向上
 - 市民一人ひとりの相互理解により、地域の課題を自分たちの課題として受け止めるような意識の向上に取り組めます。
- ②情報提供の充実及び情報の共有化
 - 地域単位で活動する組織・団体や関係者等福祉の担い手への情報提供を充実するとともに、担い手間での情報の共有化に向けた仕組みづくりを進めます。
- ③交流の促進とネットワークの構築
 - 地域福祉活動を効果的に進めるために、福祉の担い手間の交流を促進するとともに、地域のつながり、市民のつながりの強化を図ります。
- ④福祉や地域活動の担い手づくり・拠点づくり
 - 地域福祉活動をコーディネートする人材の確保・育成に努めます。
 - ☆地域福祉活動を活性化するため、各地区の既存施設を活用するなど、地域福祉の拠点づくりに努めます。

⑤福祉サービス・制度の適切な利用促進

○福祉サービスや制度などの情報提供の充実を図り、安心して利用できるように、相談支援体制の充実や権利擁護の取組みを進めます。

⑥安全で安心して暮らせる環境づくり

○住みやすい生活環境の整備に向け、バリアフリー※1化やユニバーサルデザイン※2を推進するとともに、地域や福祉関係者の連携による防災マップづくり及び災害時要援護者避難支援プラン全体計画の整備など防災・防犯・安全対策の充実に努めます。

■関連計画

◆高砂市地域福祉計画【2008年度（平成20年度）～2012年度（平成24年度）】

基本理念：一人ひとりが思いやり 心ふれあう ぬくもりのまち

※1 バリアフリー

障がいのある人が、社会生活を行ううえでの障壁（バリア）を除去すること。

※2 ユニバーサルデザイン

若い人もお年寄りも、障がいのある人もない人も、男性も女性も、右利き左利きも、外国の人でも誰もが自由で公平な活動ができ、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

2 子育て支援【第3部会】

〔福祉部児童福祉課〕

<現況と課題>

- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等をふまえ、新たな子育て支援サービスの創設など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するため、平成20年12月児童福祉法等の改正が行われました。
- 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、地域共同体の機能が失われていくなか、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てが孤立化することにより、その負担感が増大しています。国では、地域の子育て支援拠点の整備等を推進しています。
- 本市では、「子どもの健やかな成長を支えるまち、安心して子育てができるまちをめざして」を基本理念とし、少子化対策、子育て支援の充実を推進しています。
- 今後は、急激な少子化や多様なニーズに対応する保育サービスの充実、幼保一体化に向けたソフト面の体制整備と施設面の整備、発達障がい児及び要保護児童の支援体制、子育て家庭への経済的支援、子育て支援ネットワークの構築など子育て支援策の充実、学童保育事業の充実が課題となっています。

<施策の目標>

子どもたちが自己の可能性を最大限に発揮して育つことのできる環境づくりを推進します。また、家庭だけでなく、学校、地域、企業等社会全体が子育ての重要性を認識し、支えていく取組みを推進します。

子どもの最善の利益を第一に考え、一人のいじめも虐待もない社会、子どもが健やかに育っていける社会、孤独に悩む保護者を出さない社会、安心して子どもを生み、喜びや楽しみをもちながら子どもを育てられる社会の実現をめざします。

<施策の方向>

- ①子育て家庭への支援
- ②子育て支援のコミュニティ整備
- ③就労と子育ての両立支援
- ④健全育成に向けた教育の充実
- ⑤地域での生活環境の整備
- ⑥安心して子どもを生み、育てることのできる環境の整備

<計画>

- ①子育て家庭への支援
 - 子育て相談の充実、情報機能の強化に向け、子育て支援センターの総合的な窓口化や児童虐待防止など子育て支援のネットワークづくりを推進します。
 - 子育てにかかる経済的負担の軽減に向け、手当や援助等の給付を推進します。
- ②子育て支援のコミュニティ整備
 - 子育てを支える地域活動の育成に向け、地域子育て支援拠点事業やファミリーサポートセンター事業等の活動を推進します。

③就労と子育ての両立支援

○子育てしやすい雇用環境の整備に向け、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和の実現）を推進します。

○多様な保育サービスの充実に向け、延長保育、一時保育等の充実に努めます。

☆望ましい保育・教育をめざし、保育所、幼稚園の統廃合・一体化等を推進します。

○学童保育事業の運営内容や環境の充実に努めます。

④健全育成に向けた教育の充実

○多様な体験、交流活動の推進に向け、高齢者との交流や乳幼児とのふれあい体験を推進します。

○学校と家庭、地域社会の連携に向け、施設の開放や、開かれた学校づくりに努めます。

⑤地域での生活環境の整備

○子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進に向け、自然とふれあえる環境整備を推進します。

○子どもの安全の確保に向け、危険を回避する生活についての普及啓発に努めます。

⑥安心して子どもを生み、育てることのできる環境の整備

○新生児等訪問指導や乳幼児相談等、母子保健医療体制の充実に努めるとともに、小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備等、地域医療体制の整備を推進します。

○障がい児保育・教育や療育器具の助成等により、障がいをもつ子どもとその親への支援体制の充実に努めます。

■関連計画

◆高砂市次世代育成支援（後期）行動計画

【2010年度（平成22年度）～2014年度（平成26年度）】

基本理念：子どもの健やかな成長を支えるまち、安心して子育てができるまちをめざして

3 ひとり親家庭の自立支援【第3部会】 〔福祉部児童福祉課〕

<現況と課題>

- ひとり親家庭は離婚などの増加により、現在では世帯の一類型となっています。
- ひとり親は、家事と生計をひとりで担っており、精神的にも肉体的にも負担が大きく、日常生活のなかで、様々な困難に直面しています。
- 本市のひとり親家庭が抱える問題を把握し、生活の安定と子どもの健やかな成長を願い、自立を支援する取組みを進めています。
- ひとり親家庭に対して、自立のための就業支援、安心して子育てと仕事を両立できる環境の整備、相談・情報提供の体制整備、関係する行政機関や団体との連携等を図る必要があります。

<施策の目標>

ひとり親家庭が抱える問題を把握し、自立かつ安定した生活のなかで、安心して子育てができる環境をつくるため、関係機関と連携し、相談・情報提供体制の充実等、総合的な自立支援を図ります。

<施策の方向>

- ①就業支援の充実
- ②子育て・生活支援の充実
- ③経済的支援の推進
- ④相談・情報提供体制の充実
- ⑤養育費確保の推進

<計 画>

- ①就業支援の充実
 - ☆就業相談や職業能力向上のための資格取得や技能習得の支援など、就業支援体制の整備を促進します。
- ②子育て・生活支援の充実
 - 保育サービスの充実や学童保育、ファミリーサポートセンター事業など、ひとり親家庭への子育て支援の充実を図ります。
- ③経済的支援の推進
 - 児童扶養手当の給付等により、経済的支援を行います。
 - 母子・寡婦福祉資金制度に関する情報提供と貸付の実施を行います。
- ④相談・情報提供体制の充実
 - 母子自立支援員による相談制度の拡充、法律相談等による相談体制の充実に努めます。
- ⑤養育費確保の推進
 - 養育費の確保に関する情報提供と広報・啓発活動を推進します。

■関連計画

◆高砂市母子家庭等自立促進計画

【2009年度（平成21年度）～2013年度（平成25年度）】

基本理念：ひとり親家庭に対する「きめ細やかな福祉サービスの展開」と「自立に向けた支援」に主眼を置き、ひとり親家庭になった直後の支援を重点的に実施するとともに、就業による自立を支援します。

4 障がい者福祉【第3部会】

〔福祉部高年・障害福祉課〕

<現況と課題>

- 「障害者権利条約」※1の早期批准に向け、関連国内法の制度改正及び整備が予測されます。
- 障害者自立支援法は、障がいの種別にかかわらず、一元的・全国統一的にサービスを提供する仕組みを創設したもので、これまでの福祉制度を抜本的に改正する内容であり、利用者負担の増額や報酬のあり方が変更されるなどにより混乱を招いていました。
- 今後、国による利用者の応能負担を原則とする制度や法の対象となる障害範囲の見直しなど障害者自立支援法廃止後の「障がい者総合福祉法（仮称）」の制定に伴い、障がい福祉サービスの見直しに適切に対応していく必要があります。

<施策の目標>

障がいのある人が社会の一員として、いっさいの差別を受けることなく人権が尊重され、自己選択と自己決定をもとに社会活動に参加、参画し、住み慣れた地域で自立した生活がおくれる社会の構築をめざします。「ノーマライゼーション※2」「リハビリテーション※3」「共生社会」の実現を基本理念とし、さらなる障がい者の「完全参加と平等」の実現、障がい者の自立をめざします。

<施策の方向>

- ①療育、保健・医療、教育の充実
- ②雇用・就労の支援
- ③生活環境の整備
- ④福祉サービスの充実
- ⑤総合的な推進

<計画>

- ①療育、保健・医療、教育の充実
 - 障がいの早期発見と早期療育の推進を図り、障がい者の保健・医療サービスを推進します。
 - 児童の就学前教育・保育の充実に向けた教育施策を推進するとともに、障がいのある人の成長に応じた生涯学習環境の充実を図ります。
- ②雇用・就労の支援
 - 障がい者の一般雇用の促進を図り、一般雇用が困難な人には福祉的就労施策を推進します。
 - 障がい者の就労支援のため、生活や訓練の場の充実を図ります。
- ③生活環境の整備
 - 福祉のまちづくりの推進に向け、障がいの有無にかかわらずすべての人に配慮したまちづくりや移動・交通手段を整備するとともに、外出を支援する施策の充実に努めます。

○障がいの種別・程度に応じて、身体や精神に障がいをもつ人に適切な災害・緊急体制の整備を図ります。

④福祉サービスの充実

○障がい福祉サービスや地域生活支援事業などのサービスの充実に努め、福祉サービスの利用促進を図ります。

⑤総合的な推進

☆すべての人が住み慣れた地域で安心して楽しく生活できる社会をめざし、バリアフリー※4、ノーマライゼーションや共生の考え方の啓発と福祉教育を推進します。

○情報提供と相談体制の充実を図り、地域・ボランティア活動を推進するなど、障がい者に配慮した環境整備に向けた施策の円滑な推進を図ります。

■関連計画

◆高砂市障害者計画【2007年度（平成17年度）～2010年度（平成22年度）】
【2011年度（平成23年度）まで延長予定】

基本理念：「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「共生社会」

◆第2期高砂市障害福祉計画【2009年度（平成21年度）～2011年度（平成23年度）】
基本方針：①地域生活を支援する体制の確保、②就労支援施策の充実、③相談支援事業の充実、④高砂市障害者自立支援ネットワーク会議の設置

※1 障害者権利条約

2006年12月、国連総会で採択された条約で、障がい者への差別を禁止し、社会参加の権利を広く認めた初めての国際的な取り決め。

※2 ノーマライゼーション

障がいのある人の人権を認め、取り巻いている環境を変えることにより、健常者と同様な生活を送れる社会をつくりあげていくこと。

※3 リハビリテーション

身体的、精神的、社会的に最も適した生活水準の達成を可能とすることによって、各人が自らの人生を変革していくための手段を提供していくことをめざし、かつ、時間を限定した過程であること。

※4 バリアフリー

障がいのある人が、社会生活を行う上での障壁（バリア）を除去すること。

5 高齢者福祉【第3部会】

〔健康市民部介護保険課〕〔福祉部高年・障害福祉課〕

<現況と課題>

- 平成12年4月に創設された介護保険制度は、平成18年に制度改革が実施され、「高齢者の自立支援」を基本理念に、利用者本位のサービス改革の推進、在宅ケアの推進、地方分権の推進を徹底するとともに、「介護予防の推進」「認知症ケアの推進」「地域ケア体制の整備」という課題への取組みが図られてきました。
- 高齢者の福祉施策において、高齢者の自立支援と持続可能な介護保険運営をめざし、早期からの健康増進の推進、総合的・継続的な介護予防の推進、在宅重視の介護サービスの充実に取組む必要があります。
- 高齢者が増加していくなか、介護予防、包括的ケア※1の一層の推進が課題となっており、介護給付の適正化や介護保険事業にかかわる評価の充実が求められています。
- また、高齢者虐待防止、認知症高齢者対策の体制整備が課題となっています。

<施策の目標>

高齢者が、住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、健康の保持・増進と生活の安定を支援する環境づくりに取組みます。介護の質の充実を図るとともに、就労機会、社会的活動に参加する機会が得られ、社会を構成する重要な一員として尊重され、自立と連帯の精神に立脚した地域社会を整備します。持続可能な介護制度の構築に向けた取組みを図ります。

<施策の方向>

- ①安心できる介護サービスの提供
- ②総合的な介護予防の推進
- ③地域ケア体制の整備
- ④介護保険事業の円滑な運営
- ⑤自立を支える福祉サービスの提供
- ⑥社会参加と交流の促進

<計 画>

- ①安心できる介護サービスの提供
 - 地域密着型サービス※2や居宅サービスなど、在宅サービスの一層の充実を図ります。
 - ②総合的な介護予防の推進
 - 要支援・要介護状態になることを防止するため、介護予防を推進し、認知症高齢者の早期発見、予防給付の充実など予防重視型システムの構築を図ります。
 - ③地域ケア体制の整備
 - 医療・介護・福祉などのサービスが総合的に提供されるよう、地域で支えあう体制づくりを推進します。
- ☆地域包括支援センター※3を中心に、総合相談支援や権利擁護など、地域で安心して暮らして行ける包括的ケアの推進に努めます。

④介護保険事業の円滑な運営

○公平・公正な要介護認定事務を推進し、保険者機能の強化、サービス事業者等に対する苦情への適切な対応を図ります。

⑤自立を支える福祉サービスの提供

○社会的に支援を必要とする人の自立促進に向け、介護保険・地域支援事業対象外のサービスの充実を図ります。

⑥社会参加と交流の促進

○仲間づくりや世代間交流、文化・スポーツ・レクリエーション活動などの地域活動の機会が得られるような環境づくりに努めます。

■関連計画

◆第4期高砂市福祉計画及び高砂市介護保険事業計画

【2009年度(平成21年度)～2011年度(平成23年度)】

※1 包括的ケア

高齢者が地域で暮らし続けるため、地域における様々な資源を活用し、生活を総合的に支えること。

※2 地域密着型サービス

認知症をはじめ、高齢者が住みなれた地域での生活を継続するため、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点づくりを支援すること。

※3 地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者がいつまでも健やかに、住みなれた地域で生活できることをめざして、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支えるために設置された機関。

6 生活困窮者支援【第3部会】

〔福祉部地域福祉課〕

<現況と課題>

- 世界的な景気後退を背景とした不況で、雇用環境の変化により未就労者や離職者が急増し、生活困窮者が増加しています。
- このような社会経済情勢のなかで、本市の生活保護の動向も増加傾向にあります。
- 国の経済対策や雇用対策が講じられているところですが、それぞれの生活困窮者のニーズに基づいた、きめ細かい支援体制の整備が必要となっています。

<施策の目標>

社会保障制度、雇用対策の活用を促進し、自立意欲の向上と生活の安定を図ります。被保護者には生活保護制度の適正な運用に努めるとともに、生活困窮者には関係機関・民生委員と生活保護相談員、就労指導員の連携のもと、相談、指導体制を充実します。

<施策の方向>

- ①生活の安定
- ②相談・指導体制の充実

<計画>

①生活の安定

○生活困窮世帯には、社会福祉協議会や関係機関、民生委員などの協力により、経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、生活の安定を図ります。

○被保護者には、関連する社会保障制度などを活用しつつ、被保護世帯の生活の安定を図ります。

②相談・指導体制の充実

☆生活困窮者からの相談には、就労指導員や生活保護相談員を配置し、公共職業安定所や社会福祉協議会と連携しながら、相談・指導体制の充実に努めます。

○被保護者で稼働能力があるものには、就労指導員、生活保護相談員、民生委員や関係機関との連携により、就労意欲の助長や就労能力の向上、求職活動の指導援助など自立に向けての支援に努めます。

1 健康増進【第3部会】

〔健康市民部健康増進課〕

<現況と課題>

- 本市では、市民が心豊かにいきいきと生活できるため、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現するための取組みを進めています。
- 個人のライフスタイルや価値観、ニーズの変化と多様化に伴い、栄養の偏りや運動不足に起因する肥満、生活習慣病が増加しており、健全な食生活の実践と適度な運動などによる生活習慣の改善を図る必要があります。
- 特にメタボリックシンドローム※¹に着目した特定健康診査・特定保健指導を行うことにより、該当者や予備群をよりの確に把握し、内臓脂肪型肥満の要因となっている生活習慣を改善する支援を行い、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群を減少させることが重要となっています。
- 様々なストレスにより、心の健康に不安を抱えている人が増加しており、心の健康づくりへの取組みが重要となっています。
- 各年齢に応じた健康づくりについて、啓発と相談の充実を図る必要があります。
- 乳幼児健康診査において各月齢に必要な診察、発育状況を確認し、個々の相談を通して不安の解消ができるように努める必要があります。
- がん検診受診率の向上が課題となっています。
- 支えあう介護者の会や生活習慣改善グループ等に健康支援を継続する必要があります。

<施策の目標>

市民の健康づくりや疾病予防のため、年齢に応じた予防接種の実施や健康増進についての啓発と相談の充実を図ります。健やかな生活が維持できるように、食育や生活習慣病予防対策を推進します。受けやすい健康診査・検診体制づくりに努め、市民一人ひとりのライフサイクルステージ※²にあわせた地域保健活動を充実します。

<施策の方向>

- ①食育の推進
- ②運動習慣の定着
- ③こころにゆとりある生活の環境づくり
- ④喫煙防止の環境づくり
- ⑤適正飲酒教育の実施
- ⑥生涯自分の歯で噛む
- ⑦糖尿病等の生活習慣病予防
- ⑧すこやか親子事業の充実
- ⑨地域保健活動の充実

<計画>

- ①食育の推進
 - 健全な食生活の実践に向け、食育推進計画を策定し、食育推進に関するシステムを構築し、推進します。

②運動習慣の定着

○市民や地域が継続的に運動する体制と意識づくりを促します。

③こころにゆとりある生活の環境づくり

○ストレス対策やこころの休養等の情報提供に努め、こころの相談窓口及び健康づくりの啓発や体制の充実を図ります。

④喫煙防止の環境づくり

○地域や家庭等で喫煙防止教育を推進し、未成年の喫煙防止を行うとともに、副流煙の害等について啓発します。

⑤適正飲酒教育の実施

○飲酒の及ぼす効果、影響の情報提供に努め、アルコールに対する体質の自覚や、未成年や妊婦の飲酒による影響等、適正な飲酒教育を実施します。

⑥生涯自分の歯で噛む

○幼児期からのむし歯の減少を促すとともに、節目ごとの健診や相談体制を強化します。

⑦糖尿病等の生活習慣病予防

☆年1回の健康診査・検診で自分の健康状態の把握と受けやすい健康診査・検診体制づくり及び生活習慣病の予防対策を推進します。

⑧すこやか親子事業の充実

○妊娠中の各種サービス等の情報提供・健康診査の充実を図ります。

○育児不安の軽減と児童虐待発生予防を推進します。

○望ましい年齢に応じた予防接種を実施するとともに、接種率の向上に努めます。

⑨地域保健活動の充実

○市民一人ひとりのライフサイクルステージにあわせた健康づくりを、医師会、歯科医師会等との連携により支援するとともに、自主グループの健康づくりを支援します。

■関連計画

◆高砂市健康増進計画【2005年度（平成17年度）～2014年度（平成26年度）】

基本理念：壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上の実現

◆高砂市特定健康診査等実施計画【2008年（平成20年）～2012年（平成24年）】

※1 メタボリックシンドローム

「内臓脂肪症候群」とも言われ、内臓に脂肪が蓄積し、高血圧、脂質異常、高血糖といった危険因子をあわせ持ち生活習慣病が起きやすい状態をいう。

※2 ライフサイクルステージ

人間の一生をいくつかの段階に区分したもの。幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた各段階。

2 地域医療【第3部会】

〔健康市民部健康増進課〕〔市民病院〕

<現況と課題>

- 医療技術の進歩や疾病構造の変化、医療ニーズの多様化や高度化、経営統合を含む近隣病院の動向など地域医療や市民病院を取り巻く環境が大きく変化するなか、より質の高い医療サービスの提供と地域においていつでも安心して医療サービスを受けられる体制づくりが必要となっています。
- 平成21年11月に県立加古川医療センターに救命救急センターが設置され、3次救急医療※1体制が整備されました。
- 医師会等の協力のもと、かかりつけ医の普及・促進など地域に密着した医療サービスの提供や医療機関相互の連携強化による救急医療体制のさらなる充实在が重要になっています。
- 休日・夜間に係る小児1次救急医療は、在宅当番医制※2及び夜間急病センターで対応してきましたが、小児科医師の不足と医師の高齢化等により夜間急病センターについては、平成20年4月からは午前0時までの診療となりました。これに伴い小児を抱える保護者や市民に対し、「かかりつけ医」をもつ大切さや、小児救急医療のかかり方、小児救急医療電話相談の活用など、さらに啓発していく必要があります。
- 1次・2次医療※3体制の確立、2次救急医療※4体制の整備及び医療機能を活用したネットワーク化の推進に向け、地域医療環境の整備が課題となっています。
- 病院経営改革プランに基づき、自治体病院として果たすべき役割を明確にするとともに安定した経営基盤のもと、病院の基本理念である「希望のある医療」の実践に努めています。

<施策の目標>

市民病院経営改革プランを推進し、安定した経営基盤の構築とともに、地域医療機関との連携を強化し医療環境整備に努めます。

また、東播磨医療圏の地域完結型医療をめざすとともに、安心して医療が受けられる1次救急医療※5の充実をはじめ、東播磨地域の中核病院として求められる2次救急医療の整備、医療機関相互のネットワークづくりなど、広域的な観点からの救急医療体制の整備にも努めます。

<施策の方向>

- ①地域医療体制の充実
- ②救急医療体制の整備・充実
- ③経営基盤の確立
- ④病院機能の充実
- ⑤東播磨医療圏内での役割分担の明確化

<計 画>

- ①地域医療体制の充実

☆医師会や歯科医師会との連携のもと、かかりつけ医の普及・促進に努めます。

○1次、2次医療の区分けにより、2次医療圏での機能分化を図ります。

○在宅当番医制・病院群輪番制※6等を充実し、休日や夜間における医療体制の強化に努めます。

②救急医療体制の整備・充実

○医師会等の協力により、在宅当番医制における1次、2次救急医療体制の整備・充実を図るとともに、夜間急病センターなどの救急医療体制を広域的な観点から整備促進します。

☆東播磨地域における2次救急医療、小児2次救急医療の体制整備の充実を図ります。

③経営基盤の確立

○持続可能な病院経営を行うため、病院経営の効率化を図ります。

④病院機能の充実

○診療科、医療従事者の確保及び医療機器の充実を図ります。

○健診・人間ドック、脳ドック等により、疾病予防を推進します。

○国が指定する4疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病）への対応を図ります。

⑤東播磨医療圏内での役割分担の明確化

☆地域完結型医療※7の推進と医療機能を活用したネットワークの構築に努めます。

■関連計画

◆高砂市民病院改革プラン【2009年（平成21年）3月策定】

基本理念：希望のある医療

※1 3次救急医療

重症及び複数の診療科領域におけるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる医療。

※2 在宅当番医制

休日に当番制により比較的軽症の救急患者の診療する体制。

※3 1次医療

日常的な疾病を対象とする風邪や腹痛など外来医療を担当する医療。

※3 2次医療

比較的専門性の高い外来医療や一般的な入院医療を担当する医療。

※4 2次救急医療

入院治療を必要とする重症救急患者を担当する医療。

※5 1次救急医療

外来診療によって救急患者を担当する医療。

※6 病院群輪番制

地域内の病院群が共同連帯して輪番制方式により休日・夜間における重症救急患者の入院治療をする体制。

※7 地域完結型医療

地域を一つの病院として考え、患者に適切なサービスを提供する医療。

3 福祉医療【第3部会】

〔健康市民部国保医療課〕

<現況と課題>

- 福祉医療費制度は、高齢者、乳幼児等、障がい者、母子家庭等を対象に保険診療を受けた場合の自己負担額の一部を県及び市の公費により助成し、受給者の負担の軽減を図る制度であり、所得制限を設けたうえで、医療費の助成が必要な人を対象者として、保健の向上及び福祉の増進を図っています。
- 本市では、市単独事業として所得制限額の拡大や対象者の拡充により、さらなる助成を行っていますが、県公費負担の見直しや医療費の増高により、財政状況に大きな影響が生じることから、福祉医療制度全体のなかで負担のあり方を検討し住民サービスの低下をきたさないよう、十分に配慮し見直しを行っています。
- この制度を将来にわたり持続的で安定した制度として維持していくためには、常に制度を取り巻く環境の変化に対応した見直しを行う必要があります。高齢化、少子化対策あるいは医療制度改革等、国・県の動向も見極めながらの検討が必要となっています。

<施策の目標>

健康の保持と適切な医療の確保を図るため、高齢者、乳幼児等、障がい者、母子家庭等に対して、各種医療費助成を実施することにより、経済的支援を行い、保健の向上及び福祉の増進を図ります。

<施策の方向>

- ①医療費助成の安定化
- ②経済的支援の推進

<計 画>

- ①医療費助成の安定化
 - ☆社会情勢の変化などをふまえた公費負担の適正化を図ります。
 - 医療制度をはじめ、他の公的助成制度との均衡と整合性の確保に努めます。
- ②経済的支援の推進
 - ☆医療制度を取り巻く環境や経済情勢の変化に柔軟に対応し、医療費の助成が必要な人に経済的支援を行い、負担の軽減を図ります。

1 国民健康保険【第3部会】

〔健康市民部国保医療課〕

<現況と課題>

- 国民健康保険制度は、相互扶助の精神に則り、市町村住民を対象として、病気、けが、出産及び死亡の場合に保険給付を行う社会保険制度です。
- 急速な少子高齢化の進展、経済の低迷などの社会経済情勢を受けて、低所得者層や財政的に不安定な小規模保険者の増加など、国民健康保険事業を取り巻く状況は、依然として厳しい状況にあります。
- このような状況のなか、75歳以上の人を対象にその心身の特性や生活実態などをふまえ、高齢者にふさわしい医療が受けられるよう、平成20年4月から後期高齢者医療制度が創設されました。
- 国では将来的に被用者保険と国民健康保険を統合し、地域保険として一元的運用を図ることによる適正な事業運営の推進が課題となっています。

<施策の目標>

国民健康保険制度の理解を深めるため、積極的な広報、啓発に努めます。制度の健全な運営のため、医療費の適正化や保険料の収納率の向上に努めるなど事業の安定化を図ります。

<施策の方向>

- ①制度の普及・啓発
- ②保険料収納率の向上

<計 画>

- ①制度の普及・啓発
 - ホームページや広報誌、啓発用パンフレットなどの活用により、制度に関する知識の普及、啓発に努めます。
- ②保険料収納率の向上
 - 徴収体制の整備と充実を図ります。
 - ☆負担の公平・公正の観点から、収納率の向上を図ります。

2 国民年金【第3部会】

〔健康市民部市民課〕

<現況と課題>

- 国民年金は、すべての国民を対象として、老齢、障がい又は死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする制度です。
- 国民年金の適用対象者を的確に把握し、受給権確保を促進するため、加古川年金事務所との連携がより一層必要となっています。
- 加入の促進と制度の周知を徹底するために、広報誌やホームページの内容の充実を図っていくことが必要となっています。
- 年金記録については、記録の統合や相談業務の充実を図る必要があります。
- 新たな年金制度の構築にあわせて、旧制度から新制度への移行等、年金制度の趣旨を正しく周知し、理解を得ることが重要な課題となっています。

<施策の目標>

国民年金被保険者については、適用対象者を的確に把握し、受給権確保を図ることが重要であり、加古川年金事務所と連携を図ります。

また、加入促進や制度周知のため、広報を充実し、知識の普及、啓発に努めます。

<施策の方向>

- ①国民年金適用対策
- ②制度の普及・啓発

<計 画>

- ①国民年金適用対策
 - ☆国民年金被保険者の適用対象者を的確に把握し、将来の受給権の確保を図るため適用勧奨を実施し、早期適用に努めます。
- ②制度の普及・啓発
 - 国民年金への加入促進や年金権の確保を図るため、広報誌などの活用により、制度に関する知識の普及、啓発に努めます。

人権尊重の理念に基づき、次世代を担う子ども達が変化の激しい社会のなかで生きていくために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の3つの資質能力をバランスよく育む教育を推進するとともに、**家庭・学校・地域**が一体となって安心して学べる**学校づくり・地域社会づくり**を進めます。

また、市民の健康志向にこたえる生涯スポーツの振興、芸術・文化を通じ生きがいをもって生きることのできる生涯学習社会づくりを進めます。

第1節 生きる力を培う教育の充実

- 1 幼児期の教育 2 確かな学力 3 豊かな心
- 4 健やかな体 5 特別支援教育

第2節 命や人権を大切にする心の育成

- 1 共生の心 2 生徒指導・教育相談 3 体験活動

第3節 安全安心で信頼される園・学校づくり

- 1 学校の組織力 2 教職員の資質能力 3 学習環境
- 4 教育委員会機能

第4節 連携した教育の支援

- 1 家庭の教育力 2 地域の教育力

第5節 生涯学習社会づくり

- 1 社会教育・生涯学習 2 生涯スポーツ

第6節 創造性豊かな芸術・文化の振興

- 1 芸術・文化 2 市史編さん 3 国際交流

第7節 個性を認め合える人権の尊重

- 1 人権教育・人権啓発 2 男女共同参画

1 幼児期の教育【第3部会】

〔教育指導部学校教育課〕

<現況と課題>

- 近年、子どもの育ちが変化しており、基本的な生活習慣の欠如、食生活の乱れ、自制心や規範意識の希薄化、運動能力の低下、コミュニケーション能力不足、小学校生活への不適応等の課題が指摘されています。
- 社会情勢の変化による家庭や地域の教育力の低下、保護者の子育てに対する不安を解消し、親がその喜びを感じることができるよう、子どものよりよい育ちを実現する子育て支援の充実が求められています。
- 本市では、少子化により保育所、幼稚園の幼児数が減少しており、小規模化に伴う、保育環境、教育環境の低下を避ける必要があります。

<施策の目標>

生活のなかで、幼児一人ひとりの興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、豊かな心情や物事に取組もうとする意欲、人とかかわろうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度、基本的な生活習慣など、「生きる力」の基礎を培う幼児教育を推進します。

<施策の方向>

- ①「生きる力」の基礎を培う幼児教育の充実
- ②発達や学びの連続性をふまえた幼児教育の充実

<計画>

- ①「生きる力」の基礎を培う幼児教育の充実
 - ☆子どもの発達や地域の実情に応じた保育・教育課程を編成し、保育・教育内容の充実に努めます。
 - 切磋琢磨し互いに高めあう望ましい幼児集団の確保に努めます。
 - 望ましい保育・教育をめざし、保育所、幼稚園の統廃合・一体化等を推進します。
 - 家庭・地域の教育力の向上に努めます。
 - 教職員の資質能力及び専門性の向上を図り、幼児教育の水準の維持向上に努めます。
 - 保育・教育環境の充実に努めます。
- ②発達や学びの連続性をふまえた幼児教育の充実
 - 小学校教育との連携を強化し、幼児期から児童期への円滑な移行を図ります。
 - 地域の未就園児の子育て相談や保護者交流の機会を提供する等、幼児期の教育の理解を深めるよう子育て支援活動を推進します。

■関連計画

- ◆高砂市教育振興基本計画【2010年度(平成22年度)～2014年度(平成26年度)】
基本理念：ふるさと高砂を愛し、思いやりとたくましさに満ちあふれた人づくり

2 確かな学力【第3部会】

〔教育指導部学校教育課〕

<現況と課題>

- 変化の激しい社会をたくましく生きていくためには、自分で課題を見つける力、自ら学び、自ら考え問題を解決していく力など、生涯にわたって生きて働く力の基礎を育成することが求められています。
- 高砂市独自の学力・学習状況調査で把握した課題の解決に向けた取組みを充実させ、学習内容の確実な定着と学習意欲の向上に力を注ぐ必要があります。

<施策の目標>

学習指導要領に示す基礎的・基本的な知識や技能の習得に加え、知識・技能を活用する学習活動をすべての教科等において充実させ、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力や学習意欲を含めた、「確かな学力」を義務教育9年間のなかで向上させる取組みを推進します。

<施策の方向>

- ①学力向上方策の充実
- ②言語活動の充実
- ③理数教育の充実
- ④情報教育の充実
- ⑤外国語教育の充実
- ⑥職業教育・キャリア教育の充実

<計 画>

①学力向上方策の充実

☆全教職員が「学びんぐ“V”プラン」(高砂市独自の学力向上の取組みプラン)への取組体制の充実を図ります。

○新学習システム※1を取り入れる等、指導体制の工夫に努めます。

○教職員の研修の充実により、授業力向上への取組みを図ります。

○各校の課題や取組み等の情報交換をするなど、小学校、中学校の連携を強化し、指導にいかします。

○啓発資料や手引きの配布により、家庭との連携による家庭学習の促進に努めます。

②言語活動の充実

○各教科等において言語活動を充実させ、考える力の育成に努めます。

○朝の読書、家庭における読書活動等を推進し、読書習慣の確立を図ります。

③理数教育の充実

○学校における理科、算数・数学教育の充実を努めます。

○科学への親しみを持たせるため、理科作品展の充実を努めます。

○地元企業と連携を図り、課外授業や見学等の機会を検討します。

④情報教育の充実

○情報リテラシー(情報を選び取り活用する能力)の育成に努めます。

○情報モラル教育により、高度情報化時代に対応した倫理、法の理解、セキュリティなどの指導に努めます。

⑤外国語教育の充実

○平成 23 年度より小学校高学年にて実施される外国語活動のため、教職員を対象とした研修を実施し、指導力を高めるとともに外国語指導講師を配置し、教育活動を充実します。

⑥職業教育・キャリア教育の充実

○段階的な指導を行い、社会人、職業人としての基礎的な資質能力を育成するとともに、将来に向かって自己実現が図れるように指導・支援します。

○職業理解力や計画実行力を培う目的で、地域の仕事に学ぶ「体験活動」を実施します。

○進路指導の充実を図り、子ども一人ひとりに応じたガイダンスの充実を図ります。

■関連計画

◆高砂市教育振興基本計画【2010 年度（平成 22 年度）～2014 年度（平成 26 年度）】

基本方針：ふるさと高砂を愛し、思いやりとたくましさに、満ちあふれたひとづくり

※1 新学習システム

加配教員（特別に配置される教員）を配置し、基礎・基本の確実な定着と個性の伸長を図るための指導体制や指導方法の工夫改善を図るためのシステム。

3 豊かな心【第3部会】

〔教育指導部学校教育課〕

<現況と課題>

- 子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の教育力の低下、各種の体験の減少等により、自尊感情の乏しさ、基本的な生活習慣の未確立、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、子どもの「心」のあり方、「人」としての生き方に係る問題・課題が著しく生じています。
- 今後、自他を愛し、自他の生命を大切にする心、他人と協調しつつ自立的に社会生活を営む力、美しいものや自然に感動する心、公共心や責任感、勤労意欲、正義感や公正さを重んじる豊かな心をさらに育むことが求められています。

<施策の目標>

自他を愛し、自他の命を大切にする心、他人と協調しつつ自立的に社会生活を営む力、美しいものや自然に感動する心、公共心や責任感、勤労意欲、正義感や公正さを重んじる心など、教育活動全体のなかで「豊かな心」をさらに育む取組みを推進します。

<施策の方向>

- ①道徳教育の充実
- ②体験活動の充実
- ③伝統や文化に関する教育の充実

<計 画>

- ①道徳教育の充実
 - 教育活動全体を通して、道徳教育に取り組めます。
 - 体験活動を通じた取組みを指導過程に取り入れ、道徳的実践力を育成します。
 - ☆生きる喜びが実感できるように「命」を大切にする教育プログラムを推進します。
 - 基本的な生活習慣や社会生活上のルールなどを身につけさせるため、保護者や地域の人々との連携・協力を図ります。
- ②体験活動の充実
 - 発達段階に応じ、系統的に体験活動を実施します。
 - 環境体験活動や社会奉仕体験、福祉体験を実施します。
- ③伝統や文化に関する教育の充実
 - ☆ふるさと「高砂」の学習により、地域への理解と郷土愛を育成します。
 - 伝統芸能保持者の招へいと披露の機会により、学校の文化活動を推進します。

■関連計画

- ◆高砂市教育振興基本計画【2010年度（平成22年度）～2014年度（平成26年度）】
基本方針：ふるさと高砂を愛し、思いやりとたくましさに、満ちあふれたひとつづくり

4 健やかな体【第3部会】

〔教育総務部学務課〕〔教育指導部学校教育課〕

<現況と課題>

- 子どもの体力低下傾向が続くなか、生涯にわたって積極的に運動に親しむ習慣や意欲、能力を育成することや、心身の健康保持のため、心身の成長発達についての正しい知識を習得し、実践的な判断力や行動を選択する力を養うことが必要となっています。
- 子どもの喫煙・飲酒・薬物乱用等の問題も深刻化しています。
- 子どもの食を取り巻く環境が変化し、子どもの食生活の乱れがみられ、偏った栄養摂取、肥満や過度の痩身による健康面の課題がみられます。
- 生涯を通して健康で安全な生活を送るため、家庭・学校・地域が連携して「食育」、「健康教育」を推進していくことが必要となっています。

<施策の目標>

運動の楽しさや喜びを体験させ、生涯にわたって運動・スポーツ活動に親しむ習慣や意欲、能力を育成し、体力の向上に取り組めます。

また、心身の健康の保持のため、家庭・学校・地域が連携して、「食育」等生涯を通して健康で安全な生活をおくるための基礎を培う教育を推進します。

<施策の方向>

- ①体育・スポーツ活動の推進
- ②食育の推進
- ③健康教育の推進

<計画>

- ①体育・スポーツ活動の推進

☆児童生徒の発達段階に応じた指導を展開し、体力・運動能力の向上をめざした授業に取り組み、体力・運動能力向上事業を展開します。

○運動部活動等の充実を図ります。

- ②食育の推進

☆食に関する体系的、継続的な指導を充実し、地産地消の意義や「農」※1への理解を促進します。

○家庭・学校・地域が連携した取組みを図り、健全な食生活の実践を促します。

○栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導を推進します。

○給食メニューへの地場産物の活用を推進します。

○学校給食の意義を再認識し、学校給食の内容充実に努めます。

- ③健康教育の推進

○薬物乱用防止・喫煙等の防止に関する指導を充実します。

○生きる喜びや自尊感情を育むとともに、自己の命を守っていこうとする態度を養うため心と命を学ぶ教育を推進します。

■関連計画

◆高砂市教育振興基本計画【2010年度（平成22年度）～2014年度（平成26年度）】

基本方針：ふるさと高砂を愛し、思いやりとたくましさに、満ちあふれたひとづくり

※1「農」

土を耕し、森を育て、豊かな海を守る農林水産業の営みと、人々の生活の場である農山漁村、農山漁村に育まれた伝統・文化など広く農林水産業・農山漁村を捉えた概念。

5 特別支援教育【第3部会】

〔教育指導部学校教育課〕

<現況と課題>

- 近年、障がいのある幼児児童生徒をめぐっては、障がいの重複化や多様化、発達障がいの幼児児童生徒への対応や早期からの教育的対応が求められています。
- 一人ひとりの障がいの状態などに応じた適切な教育や、教育相談を行う相談づくり、**小学校、中学校におけるLD、ADHD※1**等の児童生徒への教育的支援を行う体制の整備が課題となっています。

<施策の目標>

障がいのある幼児児童生徒のライフサイクルを見通し適切な支援を行うために、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、主体的に生活、学習することができる力を幼稚園、**小学校、中学校**の全教育活動のなかで育成する教育を推進します。

また、特別支援教育への理解・啓発を図るとともに、人権教育の観点をふまえ、園校内や地域の人々との交流活動を積極的に推進します。

<施策の方向>

- ①特別支援教育充実のための施策の展開
- ②障がいのある幼児児童生徒の自立を支える取組みの充実

<計画画>

- ①特別支援教育充実のための施策の展開

☆**園長・校長のリーダーシップのもと、コーディネーターを中心として園・学校内委員会の充実による支援体制の構築及び「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」に基づく支援体制の充実に努めます。**

- 高砂市特別支援教育専門家チームによる指導を充実し、特別支援教育の教育相談、巡回相談の充実に努めます。
 - 担当教員及び教職員への研修の充実により、専門性の向上に努め、障がい加配教員、介助員、スクールアシスタントを配置し、指導の充実に努めます。
- ②障がいのある幼児児童生徒の自立を支える取組みの充実
 - 障がいの種類、程度、特性等に応じた就学・進路指導の充実に努めます。
 - 障がい者に対する正しい理解と知識を深める普及啓発活動を推進します。

■関連計画

- ◆高砂市教育振興基本計画【2010年度（平成22年度）～2014年度（平成26年度）】

基本方針：ふるさと高砂を愛し、思いやりとたくましさに、満ちあふれたひとづくり

※1 LD、ADHD

LD：学習障がい（Learning Disabilities：LDという呼称が一般的になっている）は、複数形で表記されていることからわかるように、単一の障がいではなく様々な状態が含まれます。基本的には全般的な知的発達に遅れはなく、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態をさす。

第3章 ふるさとを愛し思いやりとたくましが育つ教育文化都市
第1節 生きる力を培う教育の充実

ADHD：注意欠陥・多動性障がい（AD/HD：Attention Deficit / Hyperactivity Disorder）は多動性、不注意、衝動性を症状の特徴とする発達障がいの一つと言われているが、『精神障害の診断と統計の手引き』では行動障がいに分類される。

1 共生の心【第3部会】

〔教育指導部学校教育課〕

<現況と課題>

- 本市では、「高砂市人権教育基本方針」に基づき、人権に関する知的理解と人権感覚の育成を通じて、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」ことのできる子どもの育成をめざし、人権教育を推進しています。
- しかし、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身につけておらず、いじめ問題、中傷、暴力行為、児童虐待等の人権にかかわる問題が発生しています。
- 憲法や教育基本法に則り、あらゆる機会を通じて、人権尊重の意識を高める必要があります。

<施策の目標>

学校の教育活動全体のなかで、人権について理性及び感性の両面から理解を深め、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」ことのできる子どもの育成を図ります。

また、互いの「違い」を「違い」として認め合い、多様な価値観を受容しながら、ともに生きる態度を育む教育を推進します。

<施策の方向>

- ①人権を大切にされた教育の充実
- ②共生の心の充実

<計 画>

- ①人権を大切にされた教育の充実
 - 総合的な人権教育・啓発の推進に取り組めます。
 - 幼児児童生徒の心の痛みに気づくなど、人権が尊重されているか判断できる確かな人権感覚を身につけるための教職員研修を充実します。
 - 家庭や地域社会等と連携した人権教育を推進します。
 - ☆幼児児童生徒への支援体制を充実し、子どもたちが安心して学習できる環境を整備します。
- ②共生の心の充実
 - 自国の伝統文化への理解を深め、異文化を尊重できる多文化共生教育を推進します。
 - 国際社会で生きる自覚や友好的な態度を養い、共生の心を育成します。
 - 在日外国人が民族的自覚と誇りをもつ教育環境の整備に努めます。

■関連計画

- ◆高砂市教育振興基本計画【2010年度（平成22年度）～2014年度（平成26年度）】
基本方針：ふるさと高砂を愛し、思いやりとたくましさに、満ちあふれたひとづくり

2 生徒指導・教育相談【第3部会】

〔教育指導部青少年補導センター〕

<現況と課題>

- 近年、子どもたちの「心」のあり方、「人」としての生き方にかかる問題・課題が著しく生じています。
- 本市では、児童生徒の暴力行為等問題行動が増加傾向にあります。
- 不登校児童生徒は、減少傾向にあります。
- いじめについて、指導體制の確立を図ってきましたが、今後も指導を積み重ねていく必要があります。
- 子どもの悩みや不安等を受け止める教育相談体制を整え、児童生徒の不登校や問題行動などに適切に対処し、子どもの成長を支援していく必要があります。

<施策の目標>

一人ひとりの児童生徒の内面的理解に努めるとともに、すべての教育活動を通して児童生徒の社会性を培い、自立心や自主性を育みます。

また、子どもの悩みや不安等を受け止める教育相談体制を整え、子どもの成長を支援します。

<施策の方向>

- ①生徒指導體制の整備
- ②教育相談体制の充実

<計 画>

- ①生徒指導體制の整備

☆問題行動の未然防止、早期対応に向け、学校における支援体制を充実します。

○研修等を実施し、教職員の学校危機対応に関する資質の向上を図ります。

○専門機関、関係機関と連携した体制づくりを進め、個別の適切な支援に努めます。

- ②教育相談体制の充実

☆子どもの悩みや不安を受け止めるため、学校における教育相談の充実を図ります。

○「生活アンケート」等の実施により、潜在化した問題の把握に努め、早期発見、早期支援を行います。

○臨床心理士など、スクールカウンセラーによる教育相談の充実を図ります。

○適応指導教室等、子どもの悩みを受け止める相談窓口を周知するとともに、医療機関、NPO等と連携し、相談体制の充実を図ります。

■関連計画

- ◆高砂市教育振興基本計画【2010年度（平成22年度）～2014年度（平成26年度）】

基本方針：ふるさと高砂を愛し、思いやりとたくましさに、満ちあふれたひとづくり

3 体験活動【第3部会】

〔教育指導部学校教育課〕

<現況と課題>

- 地域の環境の変化により、自然が少なくなってきたことや、子どもたちの遊びの変化から、自然とのかかわりが希薄化しています。
- 地球温暖化や自然環境の破壊をはじめとした環境問題は、人類の共存と繁栄にとって緊急かつ重要な問題となっています。
- 今後は、自然体験活動や社会体験活動などの機会を設け、豊かな人間性や社会性を育む必要があります。

<施策の目標>

児童生徒の発達段階に応じた体験活動を通して、自ら学び、考え、体得する教育を推進します。

<施策の方向>

- ①体験活動の充実
- ②環境学習・教育の推進

<計 画>

- ①体験活動の充実
 - ☆発達段階に応じ、系統的な体験活動を実施します。
 - 環境体験活動や社会奉仕活動体験、福祉体験を実施します。
- ②環境学習・教育の推進
 - 環境問題に関する意識の向上に向けた啓発活動に取り組めます。
 - 環境との共生を体感できる体験活動のプログラムを充実します。

■関連計画

- ◆高砂市教育振興基本計画【2010年度（平成22年度）～2014年度（平成26年度）】
基本方針：ふるさと高砂を愛し、思いやりとたくましさに、満ちあふれたひとづくり

1 学校の組織力【第3部会】

〔教育指導部学校教育課〕

<現況と課題>

- 子どもや保護者等から寄せられる学校への期待は大きく、要望は多様化しています。それにこたえるために、教職員は、園長・校長のリーダーシップのもと、組織的に教育活動に取り組むことが必要となっています。
- 今後も、魅力ある幼稚園、小学校、中学校づくりを推進するために、保護者や地域住民に教育活動に関する情報を積極的に提供したり、意見等を得たりしながら、開かれた学校づくりに取り組むことが重要となっています。

<施策の目標>

園長・校長のリーダーシップのもと、教育活動に取り組む協働体制を確立し、「チーム」として組織的に活動します。また、保護者や地域住民に教育活動に関する情報を積極的に提供し、地域とともに魅力ある幼稚園、小学校、中学校づくりを推進します。

<施策の方向>

- ①教職員の協働体制の確立
- ②開かれた学校づくりの推進

<計画>

- ①教職員の協働体制の確立
 - ☆教職員が互いに認め合い、励ましあうことができる人間関係を構築し、チームで取り組む教育活動を推進します。
 - 専門的知識や技能の習得をめざすとともに、実践的指導力の向上に努めます。
- ②開かれた学校づくりの推進
 - 各園・学校が計画的にオープンスクールを実施し、園・学校の教育活動を保護者や地域住民に提供します。
 - 学校運営の状況などを周知し学校の説明責任を果たすため、学校評議員制度※1や学校評価システム※2の活用により、信頼される学校づくりを推進します。

■関連計画

- ◆高砂市教育振興基本計画【2010年度（平成22年度）～2014年度（平成26年度）】
基本方針：ふるさと高砂を愛し、思いやりとたくましさに、満ちあふれたひとづくり

※1 学校評議員制度

平成12年1月の学校教育法施行規則の改正により、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置づけるものとして学校評議員制度が導入され、同年4月から実施されている。全国の教育委員会及び公立学校では、学校評議員の設置と活用について取り組んでいる。

※2 学校評価システム

学校は、学校運営の状況について自己評価を行い、評価結果に基づいて学校運営や指導の方法等の改善を図るとともに、その結果を含めて保護者などに積極的に情報を提供することを通じて、説明責任を果たしていくなど、地域に開かれた学校づくりを推進するシステム。

2 教職員の資質能力【第3部会】 〔教育指導部学校教育課〕

<現況と課題>

- 学校教育の充実は、その担い手である教員の資質能力に負うところが極めて大きいといえます。そのため、子どもたちの育成に携わる教職員は、教職に対する強い情熱を持ち、教職員としての使命感と高い倫理観をもつとともに、豊かな人間性の涵養に努めることが求められています。
- 資質と実践的指導力の向上や社会の変化に対応した教育観を培うことがますます重要となっています。

<施策の目標>

教職員としての使命感と高い倫理観を保持するとともに、豊かな人間性の涵養に努め、資質と実践的な指導力の向上に努めます。

<施策の方向>

- ①教職員の資質と実践的指導力の向上
- ②教職員のメンタルヘルスの保持

<計 画>

- ①教職員の資質と実践的指導力の向上
 - ☆教職員の経験や能力に応じた研修を充実し、「教育のプロ」としての専門性、実践力を高めます。
 - 次世代にノウハウをつなぐため、退職教職員等の活用による現職教職員のサポートと教員財産の継承を行います。
 - 体罰やセクハラ※1等の“不祥事0”意識を高める研修に努めます。
- ②教職員のメンタルヘルスの保持
 - 心身ともに健康を維持して教育に携わることができるよう、互いに励ましあう人間関係づくりを推進します。
 - 教職員のメンタル面での健康保持のため、相談体制の充実を図るとともに、研修の充実に努めます。

■関連計画

- ◆高砂市教育振興基本計画【2010年度（平成22年度）～2014年度（平成26年度）】
基本方針：ふるさと高砂を愛し、思いやりとたくましさに、満ちあふれたひとづくり

※1 セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）

「性的いやがらせ」のこと。相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、わいせつな写真の掲示など、あらゆる場における様々な様態のものが含まれる。

3 学習環境【第3部会】

〔教育総務部総務課・学務課〕

〔教育指導部学校教育課・青少年補導センター〕

<現況と課題>

- 幼稚園、小学校、中学校は、子どもたちの「学びの場」であり一日の大半を過ごす「生活の場」であるとともに、災害発生時には地域住民の応急的な避難場所としての役割も果たします。
- 園・学校施設は老朽化し、耐震性が確保されていない建物もあり、施設整備を進め、安全で良好な学習環境を整備していく必要があります。
- 学校図書の実質、学習指導要領改訂に伴う授業時間数増加に対応した設備備品の整備が課題となっています。
- 経済的理由により就学が困難な世帯には、支援していく必要があります。
- 子どもたちが将来にわたって健康であるためには、疾病の予防、早期発見が大切であり、定期的に健康診断を行う必要があります。

<施策の目標>

老朽化施設の改修、耐震補強事業を計画的に実施し、園児児童生徒の安全を確保するとともに、地域防災の拠点づくりを進め、良好な教育環境の構築を図ります。

また、就学援助や健康診断など、教育の円滑な実施を図るための環境を整えます。

<施策の方向>

- ①学校安全と危機管理体制の確立
- ②学習環境の整備・充実
- ③就学支援の充実
- ④園児児童生徒の健康の保持・増進

<計 画>

- ①学校安全と危機管理体制の確立

☆教職員をはじめとする関係者の危機管理意識の高揚をめざします。

○防災・安全教育を推進し、危険予知や的確な判断力と行動力を育成します。

○子ども110番の家、見守り活動、見守りネット等、地域と連携し、子どもたちの安全確保を図ります。

- ②学習環境の整備・充実

○老朽化した園・学校施設は、計画的に改修を進めます。

☆高砂市耐震改修促進計画に基づく園・学校施設の耐震化事業を進めます。

○児童生徒数の将来予測をふまえ、良好な教育環境の創出による学校施設の整備、改修に取り組めます。

○学校図書の充実、新学習指導要領に対応する備品等の充実に努めます。

- ③就学支援の充実

○幼稚園に通園し、一定の要件を満たす世帯の幼稚園保育料を軽減します。

○経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品等必要な費用の一部を援助します。

○経済的に就学困難な高等学校在学者に奨学金を支給し、就学の支援を行います。

④園児児童生徒の健康の保持・増進

○定期的に腎臓検診、心臓検診、骨障害検診などの健康診断を行います。

○生活習慣病検診対象者に検診受診を勧奨します。

■関連計画

◆高砂市教育振興基本計画【2010年度（平成22年度）～2014年度（平成26年度）】

基本方針：ふるさと高砂を愛し、思いやりとたくましさに、満ちあふれたひとづくり

◆高砂市耐震改修促進計画【2007年度（平成19年度）～2015年度（27年度）】

基本理念：阪神淡路大震災の教訓を受け、今後予測される大地震被害を減少させる

まちづくり政策

◆高砂市公共建築物耐震改修事業実施計画

【2006年（平成18年）10月～2015年度（27年度）】

4 教育委員会機能【第3部会】

〔教育総務部総務課〕

<現況と課題>

- 地方分権の時代にあった、独自の活力ある教育行政を推進するうえで、教育委員会の果たすべき役割が非常に重要となっています。
- 社会の変化に伴う将来を見据えた施策を推進していく責務があり、事業活動の充実が望まれています。
- 教育委員会が自ら点検・評価し、地域住民等に説明し、その説明責任を果たしながら事業活動を充実させていくことが重要となっています。

<施策の目標>

教育関係の法改正が行われ教育委員会の責任体制の明確化が求められており、教育委員会の体制の充実を図るため、事務の管理、執行状況について教育委員会が自ら点検・評価し地域住民等に説明し、その説明責任を果たしながら事業活動の充実に努めます。

<施策の方向>

- ①教育委員会の体制の充実
- ②教育委員会の点検・評価の実施

<計 画>

- ①教育委員会の体制の充実

☆教育委員会での提言審議はもとより、学校現場の状況の聞き取りや把握に努め、行事参加を通して市民へ教育についての啓発に努めます。

○教育環境の動向に注視し、積極的な研修参加に努めます。

○教育の推進方針や学校教育の取組み、教育活動の状況などの教育情報の提供に努めます。

- ②教育委員会の点検・評価の実施

○教育委員会の方針に沿って立てた教育行政が執行されているか、有識者の知見の活用を図り、自ら点検・評価し、事業活動の充実に努めます。

○責任体制の明確化を図り、地域住民に対する説明責任を果たします。

■関連計画

- ◆高砂市教育振興基本計画【2010年度（平成22年度）～2014年度（平成26年度）】

基本方針：ふるさと高砂を愛し、思いやりとたくましさに、満ちあふれたひとづくり

1 家庭の教育力【第3部会】

〔教育指導部学校教育課〕

<現況と課題>

- 近年、核家族化や少子化、地域における人間関係の希薄化など、家庭をとりまく社会の変化により、家庭の教育力の低下が指摘されています。また、成長期の子ども達にとって必要な基本的生活習慣が乱れ、学習意欲や体力の低下の要因になっています。
- 今後、様々な状況にある子育て中の親に対し、きめ細やかな支援をしていく等、子どもの基本的生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる取組みを推進することが重要となっています。

<施策の目標>

子育て中の親に対し、きめ細かな支援を行ったり、次世代の親の育成を図ったりする取組みを行うなど、家庭の教育力の向上を図る取組みを推進します。

<施策の方向>

- ①家庭を応援する体制づくりの推進
- ②子どもの基本的生活習慣の育成に向けた取組み推進

<計画>

- ①家庭を応援する体制づくりの推進
 - ☆保護者の子育てに関する不安を解消し、子育てに喜びを感じることができるよう、**幼稚園は地域の幼児教育センターとして子育て支援を推進します。**
 - 家庭の教育力を向上させるため、家庭教育に関する学習機会を提供します。
- ②子どもの基本的生活習慣の育成に向けた取組みの推進
 - 「早寝・早起き・朝ごはん・あいさつ」運動を推進します。
 - 家庭学習の啓発資料を各家庭に配布する等、家庭における生活習慣・学習習慣の確立に努めます。
 - 次世代の親がたくましく人間として成長し、将来の新たな問題にも柔軟に乗り切れるような土台づくりを行います。

■関連計画

- ◆高砂市教育振興基本計画【2010年度（平成22年度）～2014年度（平成26年度）】
基本方針：ふるさと高砂を愛し、思いやりとたくましさに、満ちあふれたひとづくり

2 地域の教育力【第3部会】

〔教育指導部生涯学習課・青少年課・青少年補導センター〕

<現況と課題>

- 近年、青少年の凶悪犯罪や、いじめ、不登校など、青少年をめぐる様々な問題が多発しています。その背景として、地域における人間関係の希薄化や個人主義の浸透などによる「地域の教育力の低下」が指摘されています。
- 本市においても、児童生徒の問題行動が発生しており、不審者情報も多発しています。
- このような状況のなかで、子どもの成長において、家庭・学校・地域が相互に連携協力し、一体となって教育に取り組むことが重要となっています。

<施策の目標>

家庭・学校・地域が連携し、家庭や地域の教育力の向上を図り、社会全体で子どもたちの「生きる力」を育む環境づくりを推進します。

また、社会教育・生涯学習を支える人材の育成と情報提供の推進に努めます。

<施策の方向>

- ①地域による学校支援の推進
- ②地域の住民が子どもたちの教育にかかわる取組み
- ③地域産業との交流・連携
- ④人材の育成

<計 画>

- ①地域による学校支援の推進
 - 幼稚園、小学校、中学校と連携したPTCA活動※1の充実に努めます。
 - 教育委員会から委嘱された保護者や地域住民などが、校長の求めに応じて学校運営に関する意見を述べる学校評議員制度※2を活用します。
 - 放課後や長期休業期間中における子どもの居場所づくりや体験活動を推進するため、諸団体との連携を図ります。
- ②地域の住民が子どもたちの教育にかかわる取組み
 - 優れた知識や技術をもつ社会人講師の活用により、学校教育の多様化・活性化を図ります。
- ③地域産業との交流・連携
 - ☆保護者が学校行事や地域活動に参加しやすい制度の構築に努めます。
 - ☆地域産業と学校の連携をめざし、企業イベントへの行政の参画を検討します。
- ④人材の育成
 - リーダー研修会等を通じ、地域のリーダーとなる人材を育成します。

■関連計画

- ◆高砂市教育振興基本計画【2010年度（平成22年度）～2014年度（平成26年度）】
基本方針：ふるさと高砂を愛し、思いやりとたくましさに、満ちあふれたひとづくり

※1 P T C A活動

家庭(Parents)・学校(Teacher)・地域(Community)が相互扶助のパートナーシップ(Association)を形成した「三位一体型の学校、共に協力しあい、共に考え、共に育ち合う教育環境」をめざす活動。

※2 学校評議員制度

平成12年1月の学校教育法施行規則の改正により、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置づけるものとして学校評議員制度が導入され、同年4月から実施されている。全国の教育委員会及び公立学校では、学校評議員の設置と活用について取組んでいる。

1 社会教育・生涯学習【第3部会】

[教育指導部生涯学習課・中央公民館・図書館・
教育センター・青年の家]

<現況と課題>

- 人は、生涯にわたって学び、自らの能力や創造性を開発するとともに、「地域社会づくり」、「協働体づくり」や「人づくり」などに積極的に関与することが求められており、そのために自ら学ぶ生涯学習が必要となっています。
- 本市の社会教育施設では、市民の多様な学習ニーズにこたえるため、その学習機会とふれあいの場を提供し、教育・文化の向上、健康の増進、生きがい・仲間づくりなど生涯学習支援の拠点施設として活動しています。
- 図書館、教育センター等の施設や設備の老朽化、経年劣化への対応が課題となっています。
- 施設については、さまざまな角度から管理運営を検討していきます。

<施策の目標>

多様化、高度化する市民の学習要求にこたえる生涯学習の推進を図るため、**家庭・学校・地域が連携を深め、多様で幅広い学習情報と学習機会の提供に努めます。**市民の誰もが、いつでも自分の意思に基づいて自主的、主体的に取り組むことのできる学習環境の充実を図り、社会教育施設等生涯学習基盤の整備を行うとともに、関係施設とのネットワーク化を進め、効率的な運営に努めます。

<施策の方向>

- ①社会教育施設等の整備・運営
- ②人材の育成と情報提供の推進
- ③社会人の特性をふまえた学習機会の提供
- ④学習成果を社会に生かす仕組みの構築

<計画>

- ①社会教育施設等の整備・運営
 - ☆施設、設備を計画的に改修します。また、図書館等の施設建設については、様々な角度から検討を加え構想を策定し、早期建設に向けて取り組みます。
 - 運営面では、市民のニーズ、社会情勢に対応した学習の場を提供し、市民が主体的に取り組む個性豊かで活力のある地域づくりを支援します。また、**利用者の意見や要望も取り入れ、利用者の立場に立った運営体制を構築します。**
- ②人材の育成と情報提供の推進
 - 社会教育施設職員の資質、能力の向上と社会教育団体やサークル等の組織のなかでのリーダーの育成に努めます。
 - 図書館では、検索システムの導入による情報提供体制整備を推進します。
- ③社会人の特性をふまえた学習機会の提供
 - 講演、カリキュラムにおいて、その特性をふまえた学習機会を提供します。
 - 利用者による課題研究や体験発表等の学習機会を提供します。

④学習成果を社会に生かす仕組みの構築

○学習成果を発表したり社会に活かしたりする場を提供し、社会に貢献するような仕組みづくりを推進するとともに、社会に還元する意識の啓発に努めます。

■関連計画

◆高砂市教育振興基本計画【2010年度（平成22年度）～2014年度（平成26年度）】

基本方針：ふるさと高砂を愛し、思いやりとたくましさに、満ちあふれたひとづくり

2 生涯スポーツ【第3部会】

〔教育総務部スポーツ振興課〕

<現況と課題>

- 近年、社会環境の大きな変化にともないストレス社会といわれていますが、我々の生活様式も時代の流れとともに変化し、少子高齢化、国際化、情報化の進展には目をみはるものがあります。このような社会のなか、健康で豊かな人生を送るためには生涯スポーツが必要不可欠です。
- スポーツ・レクリエーション施設は、老朽化してきている施設の改修整備が財政難のために遅れているという状況にあり、財源確保が課題となっています。
- スポーツクラブ21の育成は、市内10校区での立上げは完了しましたが、各地域クラブでの活動状況に格差が生じています。
- 今後も地域住民が生涯にわたってスポーツを楽しみ、健康の保持増進ができるように、内容等の検討を図っていく必要があります。

<施策の目標>

健康の維持増進と心のふれあいを深め、市民のニーズにこたえられるスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。各スポーツ施設において、各種スポーツ団体の活動を活性化させるとともに、多世代型の地域スポーツクラブ活動の推進やニュースポーツを広く普及させ、市民が気軽に参加できる環境づくりを推進します。

<施策の方向>

①スポーツ活動の推進

<計 画>

①スポーツ活動の推進

- 総合運動公園体育施設等の社会体育施設の整備、充実に努めます。
 - 各種スポーツ教室、競技会などを開催するほか、市民誰もが気楽に楽しむことができるニュースポーツの普及を図るとともに、市民が自主的にスポーツ・レクリエーションに参加する機会の拡充に努めます。
 - 各種スポーツ団体、サークルの育成と活動の促進を図るため、体育協会が行う活動を支援します。
 - 体育指導委員をはじめ、各種スポーツ指導者の育成と確保に努め健康体づくりの拡充に努めます。
 - 高齢者がスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、地域社会と連携して機会の拡充を図ります。
- ☆すべての市民が様々なスポーツ活動に参加し、生涯にわたって継続的にスポーツを楽しめるよう、地域における身近な施設を拠点としたスポーツクラブの育成に努め拡充を図ります。

■関連計画

◆高砂市教育振興基本計画【2010年度（平成22年度）～2014年度（平成26年度）】

基本方針：ふるさと高砂を愛し、思いやりとたくましさに、満ちあふれたひとづくり

1 芸術・文化【第2部会】【第3部会】

〔生活環境部産業振興課〕〔教育指導部生涯学習課〕

<現況と課題>

- 文化財は地域の歴史を理解し、郷土に対する愛着を深め、豊かな心を育み、また次代への伝統文化継承のためにも、充実と保護が必要となっています。
- 歴史的建造物や郷土が生んだ優れた人材の資料等は、市民の貴重な財産であるという認識を深め、重要性の啓発に努める必要があります。
- 本市は、古くからめでたい謡曲としてうたわれ親しまれた「高砂」ゆかりの地です。
- 時代やニーズにあったハード・ソフト両面の施設リニューアルの検討が必要であり、文化会館大ホールの音響設備等、設備の計画的な補修・更新等が必要となっています。
- 指定管理者との連携・協働による施設内容、鑑賞機会の充実を図ることが求められています。
- 文化会館以外の発表の場を提供する必要があります。たかさご万灯祭のジャズギャラリーや市役所内の市民ギャラリー「あいぽっと」において発表の場を提供していますが、さらなる発表の場として公共施設などの活用を検討する必要があります。
- 民間と協力する形での事業(コンサートや市民オペラ等)の開催など、民間活力を活かした形での文化活動を推進していく必要があります。
- 有形、無形文化財の認定制度を創設し、伝統行事である市内各神社の秋祭りなどを、認定していくことも考えていく必要があります。
- 平成20年度に文化庁より「文化財総合的把握モデル事業」の指定を受け、3箇年(20~22年度)計画で文化財を総合的に把握しながら策定委員会の提言を受け、歴史文化基本構想を策定しました。

<施策の目標>

伝統的、歴史的な郷土芸能や文化財は、市民の誇りであり財産です。それらの保護・保存・継承・活用に努めるとともに、それらを情報発信することにより、郷土に対する認識を深め、市民のふるさと意識を醸成します。また、新たな芸術・文化への挑戦や創造を支援し、芸術・文化の発展を図ります。

<施策の方向>

- ①個性ある地域づくりの推進
- ②文化財保護の推進と活用
- ③芸術・文化活動の推進
- ④芸術・文化施設の整備

<計 画>

- ①個性ある地域づくりの推進
 - 文化を感受し、創造する主役は市民であることから、市民が主体的な文化活動が行える環境づくりに努めます。
 - 先人から受け継いでいる郷土の歴史や祭り、行事などの伝統文化を保存・育成しながら次世代に伝えていきます。

☆文化財の保存と活用を図り、歴史文化基本構想に基づく文化財を活かしたまちづくりを努めます。

☆市民一人ひとりが、謡曲「高砂」※1を謡える郷土愛に満ちたまちをめざします。

②文化財保護の推進と活用

○文化財保護法に則り埋蔵文化財等、各種文化財の保護に努めます。

○市内に点在する文化遺産を次世代へ継承するため、歴史文化遺産の調査・研究を市民と協働しながら進めるとともに、まちづくりと一体化した保存・整備・活用を図ります。

○盗難や放火による損失を防ぐため消防や警察との連携を強化します。

③芸術・文化活動の推進

○各種事業を通じて市内文化芸術活動の紹介と発信を行うとともに、それらの支援・サポートできる組織の構築を検討します。

○文化連盟等との連携のもと、新たな芸術・文化活動への支援や育成に努めます。

☆現在、芸術活動の発表の場として提供している市民ギャラリー「あいぽっと」やたかさご万灯祭「ジャズギャラリー」のさらなる充実と、公共施設の空スペースや商業集積地、公園など、行政と民間が一体となって、市民が芸術、文化を発表できる場所を提供し、街全体が芸術と文化にあふれるまちをめざします。

○市内の芸術・文化活動を推進するとともに、他市との交流を行うことによりさらなる活動の場を広げます。

④芸術・文化施設の整備

○文化会館、福祉保健センターなど点検、補修を含めた整備を実施し、より良い鑑賞環境の整備に努めます。

■関連計画

◆高砂市歴史文化基本構想（策定中）

※1 謡曲「高砂」

「高砂や この浦舟に 帆を上げて 〜」で始まるおめでたい謡(うたい)として結婚式に欠かせない謡曲「高砂」は、室町時代に能を完成させ、謡曲の神様ともいわれる世阿弥元清の作品。物語は阿蘇の神主友成が上京の途中高砂の浦に立ち寄った際、相生の松の精である老人夫婦と出会うところから始まり、夫婦愛、長寿の理想をあらわした謡曲の代表作。

2 市史編さん【第1部会】

〔企画総務部市史編さん課〕

<現況と課題>

- 郷土の歴史に対する市民の関心が高まるなか、市民の郷土に対する理解を深め、将来の本市の発展と市民文化の向上促進を図る必要があります。
- 本市が形成されてきた過程を克明に調査し、その地域性や社会、文化の変遷を正確にとらえ、本市の歴史的特色を明らかにして、それを日本の歴史のなかに正しく位置づけた市史編さんを進める必要があります。
- 現在散逸しつつある歴史的資料について、継続的に収集・保存・整理を行うとともに、これら歴史的資料を公開し、活用を図る必要があります。

<施策の目標>

本市の歴史を正しく紐解き内外に発信していくため、市民の協力を得ながら市史を計画的に刊行し、本市の歴史や文化についてホームページ等で一層の普及に努めます。また、歴史的資料の散逸を防ぐため、収集・保存・整理を継続的に行うとともに、これら歴史的資料については一般に公開するなど有効活用を図ります。

<施策の方向>

- ①市史の計画的発行
- ②歴史的資料の収集・保存・整理
- ③歴史的資料の活用

<計 画>

- ①市史の計画的発行
 - 市史の内容は、地理および原始時代から古代・中世・近世・近現代までとし、通史編3巻、史料編3巻及び別編1巻に分け、計画的に刊行します。
- ②歴史的資料の収集・保存・整理
 - ☆市民の協力を得て、現存する歴史的資料の調査・収集を継続的に行い、それらの保存・整理を図ります。
- ③歴史的資料の活用
 - 市民の歴史的関心にこたえるため、整理・保存した郷土の歴史的資料を公開し、活用を図ります。

3 国際交流【第2部会】

〔生活環境部市民活動推進課〕

<現況と課題>

- 本市では、平成12年7月に国際交流協会を設立し、市民を主体とした幅広い分野における国際交流を推進し、市民の国際認識・理解を深めるとともに、世界に開かれた地域社会づくりに寄与することを目的として活動を行っております。
- 市内には、約1,100名の外国籍の人が居住しておりますが、その方々に対する協会の認知度の向上を図る必要があります。
- また、外国籍の方々が生活するうえでの諸問題について、相談体制の整備並びに災害時に対応できる環境整備が必要であり、多言語に対応できるボランティア講師の養成等に取り組む必要があります。

<施策の目標>

地域の活性化と新たな文化を創造するため、異なった特性をもつ都市や共通課題をもつ都市との情報交換をはじめ、交流と協調を図り、まちの活力や魅力を高めます。

また、日常生活のあらゆる面で国際的なかわりが増大するなか、市民の国際感覚の醸成や外国籍の人との相互理解を深めるため、多様な分野での交流などを推進するとともに、市民による国際理解学習の充実に努めます。

<施策の方向>

- ①交流と協調による、まちの活力や魅力の向上
- ②多様な分野での交流の推進
- ③国際理解学習の充実

<計 画>

- ①交流と協調による、まちの活力や魅力の向上
 - 交流事業の充実を図りながら、国際的に活動できる人材を育成するための事業を提案、企画します。
 - 交流の場づくりを推進し、外国籍の人の地域社会への参加を促進します。
 - 外国籍の人のための相談窓口の設置を推進し、外国籍の人が安心して安全に暮らせるように、生活上の諸問題に対する支援に努めます。
- ②多様な分野での交流の推進
 - ☆教育、スポーツ、文化、産業を通じた、さらなる市民交流の展開の充実に努めます。
 - 日本語教育基盤を整備し、日本語教育ボランティア養成講座の開催や日本語教育研修会の開催に努めます。
- ③国際理解学習の充実
 - 様々な媒体を通じたボランティアの募集、研修の開催を計画します。
 - 海外諸地域の歴史・生活文化・習慣等について理解を深めるとともに、多文化共生を考える機会を提供する講座を実施します。

1 人権教育・人権啓発【第3部会】 〔福祉部人権推進室〕

<現況と課題>

- 国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもと、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年施行）」に基づき、人権教育・啓発に関する施策を総合的に推進しています。
- 近年、情報機器を使った人権侵害事件や、子どもの虐待事件、ドメスティックバイオレンス（DV）※1など新たな人権侵害事象が増え、人権問題は複雑化、多様化する傾向にあり、対応策が必要となっています。
- 本市では、長年にわたり、人権尊重の理念に基づいた啓発活動を行い、「人権教育及び啓発に関する総合推進指針」に基づき、あらゆる人権に関する課題に取り組んでいます。
- 人権意識にみちた高砂市の実現に向けて、講演会や研修会を充実させ、各種関係機関との連携を強化していく必要があります。

<施策の目標>

すべての人々の基本的人権を尊重し、人権という普遍的な文化の息づく社会を築くために、家庭・園・学校、地域社会などあらゆる場や機会を通して、様々な人権問題に対する人権教育・啓発を推進します。

<施策の方向>

- ①家庭・園・学校、地域、職場での人権意識の高揚
- ②各種関係機関との連携の強化
- ③人権相談業務の充実
- ④人権推進機能をもった施設の充実

<計 画>

- ①家庭・園・学校、地域、職場での人権意識の高揚
 - 高砂市人権教育及び啓発に関する総合推進指針行動計画を推進します。
 - ☆**人権意識を高めるため、人権講演会や研修会をそれぞれの地域や、職場にあわせて企画し実施します。**
 - 人権教育における学校教育、社会教育それぞれの分野の充実を図り、人権教育研究大会での発表、討議の充実に努めます。
- ②各種関係機関との連携の強化
 - 女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国籍の人など様々な人権課題に対し、関係機関との連絡調整を密にします。
 - 家庭・園・学校、地域、職場などそれぞれの場所と行政関係部署との連携を強化するための連絡会を必要に応じて開催します。
- ③人権相談業務の充実
 - 法務局と連携した人権相談事業の充実を図るとともに、電話による人権相談の推進に努めます。

④人権推進機能をもった施設の充実

○人権教育・啓発センター的機能をもち、様々な人権のニーズに対応できる施設として充実を図ります。

■関連計画

◆高砂市人権教育及び啓発に関する総合推進指針【2005年（平成17年）策定】

基本理念：人権尊重のまちづくり

◆高砂市人権教育及び啓発に関する総合推進指針行動計画

【2010年（平成22年）策定】

※1 ドメスティックバイオレンス（DV）

夫(妻)やパートナーが、妻(夫)や恋人に対し、暴力(身体的のみならず、精神的・経済的・社会的・性的などの様々な暴力)で人格や安全を脅かし、自分の思い通りにしようとする支配行動のこと。家庭内で起こるため表面化しにくい。人権侵害であり、犯罪行為である。

2 男女共同参画【第2部会】

〔生活環境部市民活動推進課〕

<現況と課題>

- 男女共同参画社会基本法施行後、男女共同参画推進の取組みは着実に進められています。
- 男女共同参画に関する推進体制をさらに整備する必要があります。
- まだまだ、固定的な性別役割分担意識が根強く、地域や地域の人々の課題解決のための取組みに男女共同参画の視点が十分活かされていないため、地域活動への参加状況には性別、世代に偏りがあり、地域において女性が実際に活躍できる場が少ないという面があります。
- 意識啓発や知識の習得を中心とする従来の取組みから、有効なノウハウやつながりをもつ多様な主体との連携・協働による課題解決型の実践的活動を中心とする取組みへの移行が重要となっています。
- 同時に、少子化への対応として地域あげでの支援を行い、引き続き性別による役割分担を是正するための啓発を推進する必要があります。

<施策の目標>

男女共同参画社会の形成に向けてさらなる意識啓発を推進し、男女平等はもとより、多様な生き方を尊重する地域社会を築きます。また、男女が個人として能力を発揮できる男女共同参画の実現に向けて環境を整備します。

<施策の方向>

- ①女性の社会へのさらなる参画
- ②男女共同参画の意義の浸透
- ③人間としての根本にかかわる課題の解決、セーフティネットの整備
- ④意識改革やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進などの環境整備
- ⑤男女共同参画の視点に立った社会システムの構築や施策の立案・実施・評価

<計 画>

- ①女性の社会へのさらなる参画
 - 政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。
 - 女性のライフコースに沿ったエンパワーメント※1を推進します。
- ②男女共同参画の意義の浸透
 - 地域において、とくに意識啓発に努め、男女共同参画社会の形成を諮ります。
- ③人間としての根本にかかわる課題の解決、セーフティネットの整備
 - 生活困難を抱える人々への対応を図ります。
 - 女性に対する暴力の根絶と人権の尊重を推進します。
- ④意識改革やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進などの環境整備
 - 風土の改革や気運の醸成など、あらゆる年代層への広報・意識啓発と実践的取組みを図ります。
 - ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた取組みを推進します。

- ⑤男女共同参画の視点に立った社会システムの構築や、施策の立案・実施・評価
○より多様な生き方を可能にする社会システムの実現をめざします。
○監視・評価システム体制の強化を図ります。

☆諸施策を総合的に推進するため、男女共同参画センターにおいて、相談業務を充実するとともに、さらなる推進体制の整備を図ります。

■関連計画

- ◆第2次たかさご男女共同参画プラン（策定中）

※1 エンパワーメント

社会的な弱者、とりわけ女性が力をつけることを意味している。女性自身が自分の価値を認め、自分らしい生き方を選び取る力（自己決定能力）を身につけ、経済的、社会的、政治的な意思決定の場に参画する力を身につけること。ここでいう力は権力や支配する力ではなく、さまざまな場面で自分の意思を表現し、自己主張する力や自己決定する力をいう。